

懲戒処分公表

次のとおり懲戒処分等を行いましたので、阿蘇市懲戒処分の指針に基づき、公表します。

1 【被処分者の所属、補職、年齢及び処分等の内容】

所属	補職	年齢	処分内容
総務部 波野支所	係長	49 歳	懲戒処分（停職 3 月）

2 【事件の詳細等】

本件は、総務部波野支所の係長の職にある被処分者が、係外業務となる戸籍事務に関し、戸籍情報の閲覧および帳票出力について適正な手続きを経ず、他人のログインID等を使用して戸籍総合システムの端末を無断で操作、アクセスし、戸籍情報の閲覧（計 93 回）、戸籍情報の帳票出力（計 35 部）を行い、2 件の家系図を作成したものである。

被処分者は、市民課戸籍係長の前歴があり、戸籍情報の取扱い等を含め戸籍制度全般についての十分な知識を有しているところ、不正な戸籍の閲覧、取得は違法な行為であることを認識していながら、他の職員のID等により戸籍総合システム端末に繰り返し不正アクセスし、戸籍情報を取得した。

これらの行為は、法務省においても戸籍事務の事故事案として調査が進められ、本市の戸籍事務に対する信用、信頼を著しく損ない、不名誉であるばかりか、昨今のマイナンバー制度への不安、個人情報に対する関心が高まる中で、最も秘匿性が高い戸籍情報が市職員の恣意的な考えによって、安易に閲覧、利用された事実は、個人情報保護制度の根幹を揺るがし、戸籍、住基事務、マイナンバー制度など個人情報を基礎とする業務や関係事業に対する社会的な期待や信頼を損ない、国及び他の地方公共団体の信用、信頼をも大きく失墜させるものである。

よって、地方公務員法第 29 条第 1 項各号の規定に基づき、懲戒処分とし、停職とした。